

群馬県住宅確保要配慮者居住支援法人指定基準

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号。以下「法」という。）第59条の規定に基づく住宅確保要配慮者居住支援法人（以下「支援法人」という。）の指定に係り、支援法人が法第42条に掲げる業務（以下「支援業務」という。）を公正かつ適確に行う観点から、法第59条に定める基準ごとに次の指定基準を定める。

1 法第59条第1項第1号関係

職員、支援業務の実施の方法その他の事項についての支援業務の実施に関する計画が、支援業務の適確な実施のために適切なものであることについて、次の各号に適合すること。

- (1) 支援業務に関して、地方公共団体及び法第81条に規定する居住支援協議会から住宅確保要配慮者（以下「要配慮者」という。）の相談先として紹介されるなど連携体制を確保していること。
- (2) 支援業務を行う区域が定められていること。
- (3) 支援業務の対象となる要配慮者の範囲が定められていること。
- (4) 支援業務の実施のため必要な組織体制、人員体制が備えられていること。

2 法第59条第1項第2号関係

支援業務の実施に関する計画を適確に実施するに足りる経理的及び技術的な基礎を有するものであることについて、次の各号に適合すること。

- (1) 支援業務に必要な自主財源を有していること。
- (2) 法人として債務超過の状態にないこと。
- (3) 家賃債務の保証については、家賃債務保証業者登録規程（平成29年国土交通省告示第898号）の登録を受けた家賃債務保証業者（以下「登録業者」という。）が行うものであること。申請法人が自ら行わない場合にあつては、登録業者と連携を図ること。

3 法第59条第1項第3号関係

役員又は職員の構成が、支援業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであることについて、次の各号のいずれかに該当する場合は指定を行わないものとする。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）（以下「法人等の役員等」という。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同法第2条第6号に規定する暴力団員もしくは同号に掲げる暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）。
- (2) 法人等の役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団員等を利用するなどしている。
- (3) 法人等の役員等が、暴力団員等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- (4) 法人等の役員等が、暴力団員等であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。

- (5) 法人等の役員等が、暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している。
- (6) 暴力団員等がその事業活動を支配する者。
- (7) 成年被後見人又は被保佐人。
- (8) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者。
- (9) 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者。
- (10) 法第70条第1項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者。
- (11) 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）が上記各項目に該当する場合。
- (12) 債権の取立てに当たり、貸金業法（昭和58年法律第32号）第21条第1項（同法第24条第2項、第24条の2第2項、第24条の3第2項、第24条の4第2項、第24条の5第2項及び第24条の6において準用する場合を含む。）の規定に違反し、若しくは刑法（明治40年法律第45号）若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正15年法律第60号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者。

4 法第59条第1項第5号関係

支援業務以外の業務を行っている場合には、その業務を行うことによって支援業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであることについて、次の各号に適合すること。

- (1) 支援業務以外の業務を行う組織との業務分離がなされていることなど、適確に支援業務を行う体制が整っていること。
- (2) 法63条第1項に規定する債務保証業務を行う場合は、債務保証業務及びその関連業務とそれ以外の業務とで区分経理がなされていること。

5 法第59条第1項第6号関係

上記1から4に定めるもののほか、支援業務を公正かつ適確に行うことができるものであることについて、次の各号に適合すること。

- (1) 定款等において、法第62条各号に掲げる支援業務を行う備えがあることが確認できること。

以下のいずれかに該当する場合はその備えがあるものとする。

①定款に各業務の実施に関することが記載されている場合

②法62条に掲げる支援業務を記載した書類に、実際に行う支援業務の概要のほか、必要が生じた場合には各業務を行う旨が記載されている場合

なお、上記①②が困難な場合にあっては、家賃債務保証業務に関して以下を満たす場合は、その備えがあるものとする。

③法63条に規定する「債務保証業務」を委託する旨が記載されている場合

- (2) 支援業務の実施のための意思決定がなされていること。
- (3) 業務運営上知り得た個人情報の取扱いについて、内部規則等で具体的な取扱いを定める等の適切な個人情報管理のための措置がなされていること。
- (4) その他、法人が宗教活動や政治活動を主たる目的としていないことなど、支援業務を公正かつ適確に行うことができると判断する上で問題ないことが確認できること。